

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第15回 裁判所と司法権（4）

6. 司法権の限界

- ・ 裁判所は、「法律上の争訟」であっても、(1) 憲法がその裁判権を司法裁判所以外の機関に授権しているもの、(2) 国際法上、裁判所が裁判できないとされるもの、(3) 事柄の性質上、裁判所による裁判に適しないとされるもの（議院自律権に属する行為（警察法改正無効訴訟最高裁判決（最大判昭和37年3月7日民集16巻3号445頁））、自由裁量行為、統治行為（砂川事件最高裁判決（最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁））、苫米地事件最高裁判決（最大判昭和35年6月8日民集14巻7号1206頁））、団体の内部事項に関する行為）については、取り扱わない。
- ・ 統治行為論の論拠としては、それに対して司法審査を行うことにより生ずる混乱を回避するために裁判所が自制すべきであるという見解と、高度の政治性を帯びた行為を政治的に無責任な裁判所はそもそも本来的に審査できないという見解とが対立している。
- ・ 地方議会の議員に対する出席停止の懲罰議決について、最高裁判所は、かつて、司法審査の対象とはならない（ただし、除名処分は対象となるとする）と判示したことがあった（山北村議会議員懲罰事件最高裁判決（最大判昭和35年10月19日民集14巻12号2633頁））が、その後、「これが科されると……議員としての中核的な活動をする事ができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる」ため、懲罰の適否はもっぱら議会の自主的・自律的な解決に委ねられるべきであるということではできず、裁判所は常に判断することができる」と判例変更した（岩沼市議会議員懲罰事件最高裁判決（最大判令和2年11月25日））。
- ・ 富山大学事件最高裁判決（最判昭和52年3月15日民集31巻2号234頁）で採用された部分社会の法理（一般市民法秩序と直接関係しない純然たる内部紛争は、すべて司法審査の対象にならないという考え）に対しては、学説は、まったく支持していない。
- ・ 政党には、高度の自主性と自律性が与えられ、自主的に組織運営をなしうる自由が保障されるべきである（共産党袴田事件最高裁判決（最判昭和63年12月20日判時1307号113頁））。

【宿題】警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（II-187）、砂川事件最高裁判決（II-163）及び百里基地訴訟最高裁判決（II-166）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

- Q15 司法権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。
- ア. 「板まんだら」事件判決（最3小判昭和56年4月7日）は、宗教上の教義や信仰に関わる紛争について裁判所は厳に中立を保つべきであるとして、これらの事項が訴訟の前提問題に含まれている場合には、当該訴訟は法律上の争訟に当たらないとしたものである。
 - イ. 苫米地事件判決（最大判昭和35年6月8日）は、法律上の争訟の要件が満たされる事案であっても、高度の政治性を有する国家行為に関しては、実際の必要性の観点から、裁判所が司法判断を下すのを自制すべきであるとしたものである。
 - ウ. 警察法改正無効事件判決（最大判昭和37年3月7日）は、警察法改正が衆参両院において議決を経たとされ、適法な手続で公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべきであり、議事手続に関する事実を審理してその有効無効を判断すべきでないとしたものである。